

磁気探査要望の注意事項（要望者への説明事項）

- ① 要望箇所が100m²を超えること。
- ② 地主及び耕作人が不発弾等の調査・探査・発掘工事に同意していること。
- ③ 土地改良や他事業計画地についての磁気探査はできません。
- ④ 過去に磁気探査事業を実施した箇所は、磁気探査できません。
- ⑤ 森林区域に指定されている箇所は磁気探査できない場合があります。
※伐採届出などの手続きは所有者にやって頂くことになります。
- ⑥ 伐採や伐採殻の処分費については、所有者負担となります。
※県が伐採できる範囲はバックホウで土砂の掘削が支障にならない程度。
- ⑦ 探査工事後の余分な土の処分は所有者負担となります。
- ⑧ 当該土地に存在する廃棄物や掘削等で出た廃棄物の処分費については、所有者負担となります。
- ⑨ ビニールハウスなど構造物がある場合は、撤去した上で要望をお願いします。
- ⑩ 不発弾等が埋没している可能性の高い地域を優先に行い、緊急性、各地域のバランス、人口密度、公共施設等への隣接等を考慮し、予算の範囲内で実施するため、要望しても実施できないこともあります。
- ⑪ 地滑りが予想される箇所や傾斜地[※]は、磁気探査が実施できないことがあります。
※急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域等
- ⑫ スプリンクラーが設置されている箇所は、地中に管が埋まっているため要望面積の一部また全て探査できないことがあります。
- ⑬ 川や海が隣接している場合は、赤土流出の恐れがあり磁気探査できないことがあります。
- ⑭ 要望箇所は、土地の測量や土質調査を行うため、実施までは1年程度要します。
- ⑮ 個人や事業者等の工事予定地（建築工事や開発行為許可を要するもの（ソーラーパネルなど））は、住宅等開発磁気探査支援事業で受け付けます。